

## 原発賠償関西訴訟第 25 回弁論期日「傍聴記」

2月20日14時から大阪地方裁判所202号法廷で行われた、「原発裁判」を傍聴した。新型コロナウイルスの影響で傍聴者も少ないかと思っただが、多くの人が詰めかけて抽選となった。このところ連続して運よく抽選に当たり、傍聴席の最前列に座り、弁論に耳を傾けた。



弁論では、原告提出の準備書面68「低線量被ばくについて（放射線感受性の個人差、複合影響）」を、原告団の弁護士がパワーポイントにより説明した。ここでは小括を紹介したい。

- ・放射線感受性には大きな個人差がある—自身やその家族が放射線感受性が高いかもしれないことを想定して、避難することには合理性がある
  - ・放射線感受性は年齢が若いほど高くなり、放射線被ばくの影響が実際に現れやすい—特に、子どもや若年者が無用の放射線被ばくを避けようとするのは合理的
  - ・低線量の被ばくであっても、その後の有害物質の曝露によって健康影響が生じるおそれがある（複合影響、福島のア甲状腺がん）—低線量であっても、被ばくを避けるため避難をすることには合理性がある
  - ・福島において発生している健康影響が、放射線被ばくによるものであることを否定できない—避難することはもちろん、現在においても避難を継続することは合理的
- そして、「危険かもしれないものがあつた時、あなたならどうする？」避難・避難の継続は、極めて合理的と結ぶ。

前回までの国や東電の「責任論」とは違い、原発による避難の根拠や合理性をデータにより示すもので、分かりやすい原告弁論であつた。なかでも「あなたならどうする？」という問いかけは、裁判官や原告・被告だけでなく、私たちにも問いかけるものだった。

30分ほどの弁論が終わり、「AP大阪淀屋橋」というビル4階で報告集会があつた。こども満員で熱気が感じられた。いつものように、サポーターの皆さんの熱心な訴えに続いて、原告団スピーチがあつた。福島の現実や避難、9年近くに及ぶ「思い」が語られた。スピーチの写真は原告団長をつとめる森松明希子さん。



この日、「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の控訴審(結審)が仙台高裁であつた。福島の原告団と「スカイプ」でつながり、エールを交換した。原発賠償関西訴訟の裁判を傍聴すると、国や東京電力に怒りが膨張するが、傍聴後の報告集会ではいつも元気が膨張してくる。次回の期日は5月14日だ。



(2020年2月21日)